

## 河川等水質検査業務仕様書

本仕様書は、京丹波町が発注する河川等水質検査業務に適用する。

### 委託業務の名称

平成22年度河川等水質検査業務

### 検体数

本業務にかかる検体数は、別紙のとおりとする。

### 業務範囲

#### 1. 採水・回収

- (1) 水質検査対象となる検体の採水は、委託者立会いの上、受託者が行うものとする。
- (2) 採取に係る容器及び器具並びに保存薬品等は、受託者の負担とし公定法に準じること。
- (3) 再サンプリングした場合は、受託者負担で行う。

#### 2. 検査・報告

- (1) 資料採取後、別紙の検査項目を公定法により測定精度、検査方法を遵守し速やかに検査すること。
- (2) 検査結果の報告は原則として採取後2週間以内とすること。
- (3) 甲が検査結果に疑義がある場合は、乙の負担で再検査を実施すること。但し、乙の責任に帰さない場合は、この限りでない。
- (4) 水質検査の再委託は認めない。但し、水質管理目標設定項目の農薬類については、この限りでない。

#### 3. その他

- (1) 乙の採水者又は回収者について、甲が適当でないと判断した場合は、速やかに担当者を変更すること。
- (2) 本業務において知り得たデータやいたく内容の情報について、受託中にはもちろんそれ以降についても他人に漏らしてはならない。
- (4) その他については、契約書に定めるものとする。